



郡山市新型インフルエンザ等対策本部を 設置しました



ターゲット 3.3

令和2年3月27日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「感染症を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

3月27日(金)に開催した令和元年度第10回郡山市健康危機対策本部会議において、「郡山市新型インフルエンザ等対策本部」を設置しました。

会議において、市長から市民の皆様へ、次のとおりメッセージがありました。

(※ 会議の資料は別添のとおりです。)

【首都圏への移動について】

現在、新型コロナウイルスの感染者が拡大している東京都を中心とした首都圏では、住民の皆様へ今週末の不要不急の外出などの自粛要請をしているところです。

市民の皆様におかれましても、首都圏への移動はできるだけ控えてくださいますようお願いいたします。

【NO！3密の行動について】

新型コロナウイルスによるクラスター（感染集団）を発生させないためにも次の3つの行動をお願いします。

- 換気が悪い密閉空間を避ける。
- 人の密集する場所を避ける。
- 近距離での会話や発声をする密接場面を避ける。

また、不要不急の外出は控えるようにしましょう。

令和元年度第 10 回郡山市健康危機対策本部会議
(令和元年度第 1 回郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議)

次 第

日 時 令和 2 年 3 月 2 7 日 (金)
午後 2 時 3 0 分から
場 所 庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「新型インフルエンザ等対策本部」設置について

(2) 首都圏の外出自粛要請への協力について

(3) その他

4 閉 会

郡山市新型インフルエンザ等対策本部の設置について

国が政府対策本部を設置した場合で、緊急事態宣言には至らないが、病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等であることが危惧される場合、市は直ちに特措法に基づかない任意の対策本部を設置することとし、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った時点で、特措法第 3 4 条に基づく市対策本部と位置付ける。

※「郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成 26 年 11 月策定)中、「Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」—「6 市行動計画の主要 6 項目」—「(1) 実施体制」から抜粋 (P 11~12)

新型コロナウイルス感染症対策の本市の組織体制

本市（内部）

郡山市健康危機対策本部会議

本部長：市長
 副本部長：副市長、教育長、水道事業管理者
 本部員：関係部局長
 特別会員：郡山広域消防組会消防長

＜主な任務＞
 ・情報収集、原因究明、感染拡大防止の措置及び対応、関係機関との連絡調整、救急搬送体制の確保等の迅速かつ円滑な実施を図る。

開催 令和2年1月29日～（10回開催）

郡山市健康危機対策連絡調整会議

会長：保健所長
 副会長：保健所次長
 構成員：関係各課長

＜主な任務＞
 ・重大な健康危機の対応、拡大の防止等について検討、協議、各部局間の連絡調整を図る。

開催 令和2年2月3日（1回）

本市（外部）

郡山市新型コロナウイルス感染症連絡調整会議

構成員：医療関係者、商工関係者、郡山広域消防組合、救急医療関係者、警察署、観光・宿泊事業者、運輸関係者等
 市長が招集

＜主な任務＞
 新型コロナウイルス感染症の対策等について、情報交換、意見交換を行う。

開催 令和2年1月31日～（2回）



郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議

本部長：市長
 副本部長：市長が任命
 本部員：市長が任命

本日（令和2年3月27日）設置

＜主な任務＞
 政府対策本部長が定める基本的な対処方針及びその行動計画に基づき対策を実施するため、情報交換や連絡調整を行う。

開催 令和2年3月27日～（1回開催）
 「郡山市新型インフルエンザ等対策本部条例」

郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画
 （平成26年11月策定）



専門部会

医療専門委員会

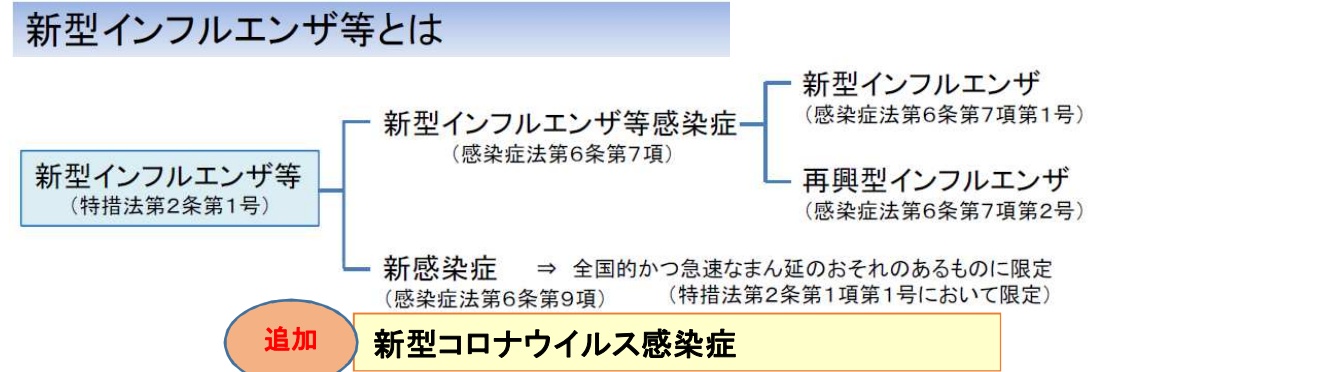
構成員：医師会長
 // 副会長
 // 理事
 （9名）
 市長が招集

＜主な任務＞
 新型コロナウイルス感染症に関する医療の確保

開催：令和2年2月25日（1回）

改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」成立

令和2年3月13日、改正「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**」が成立。同法の対象に「**新型コロナウイルス感染症**」を加える。（施行日：令和2年3月14日）



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

令和2年3月26日 政府新型コロナウイルス感染症対策本部 設置
〃 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 設置

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
 新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等
- 行動計画の作成等の体制整備
 - 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成
 - 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
 - 発生時における**特定接種**（登録事業者（※）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
 ※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
 - 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」
 新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り）が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置
- 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
 - 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
 - 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
 - 緊急物資の運送の要請・指示
 - 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
 - 埋葬・火葬の特例
 - 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
 - 行政上の申請期限の延長等
 - 政府関係金融機関等による融資 等

○ 施行日：平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日
閣議決定
令和2年3月17日
一部改正
令和2年3月26日
一部改正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - (2) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
 - (3) 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本部員 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第16条第8項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

令和2年3月26日

各市町村長 様

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部の
設置について（通知）

本日（3月26日）午後3時、国において改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症政府対策本部」が設置されました。

これを受け、本県においても同法第22条第1項に基づく都道府県対策本部を下記により設置しましたのでお知らせします。

記

1 名称

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

2 設置日時

令和2年3月26日（木）16時

3 設置条例 等

「福島県新型インフルエンザ等対策本部条例」他（別添参照）

※ 福島県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱附則において、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための本部については、名称を「新型コロナウイルス感染症対策本部」と規定。

4 その他

既存の福島県新型コロナウイルス感染症対策本部については、設置根拠が切り替わりますが、本部、地方本部、事務局など、運営体制に変更はありません。

（事務担当 総括班 電話 024-521-7262）

福島県新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月26日

福島県条例第25号

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、法第二十二条第一項の規定により同項の都道府県対策本部として設置する福島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、対策本部の会議を招集するものとする。

- 2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該国の職員その他県の職員以外の者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

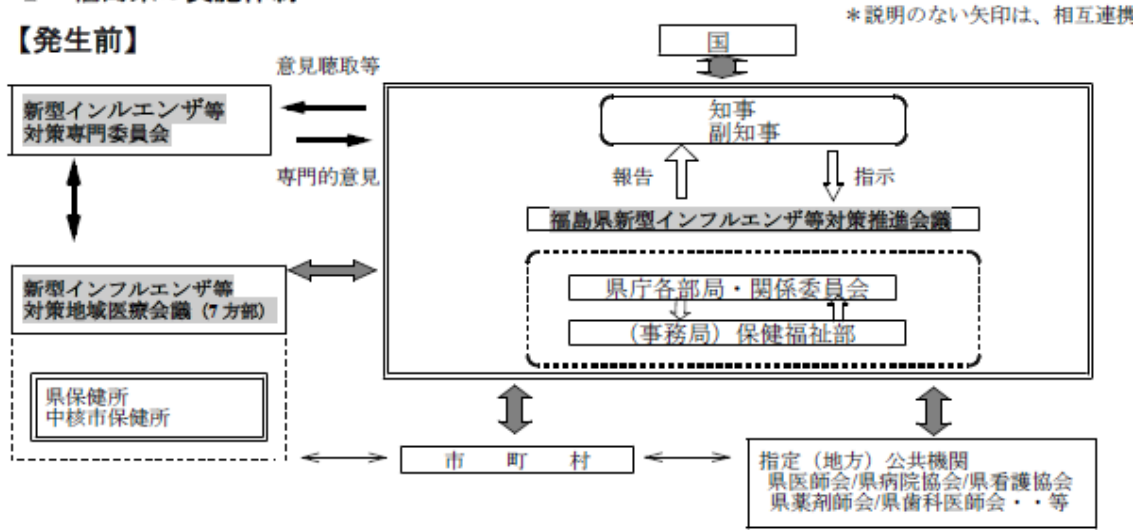
附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

概念図 1

1 福島県の実施体制

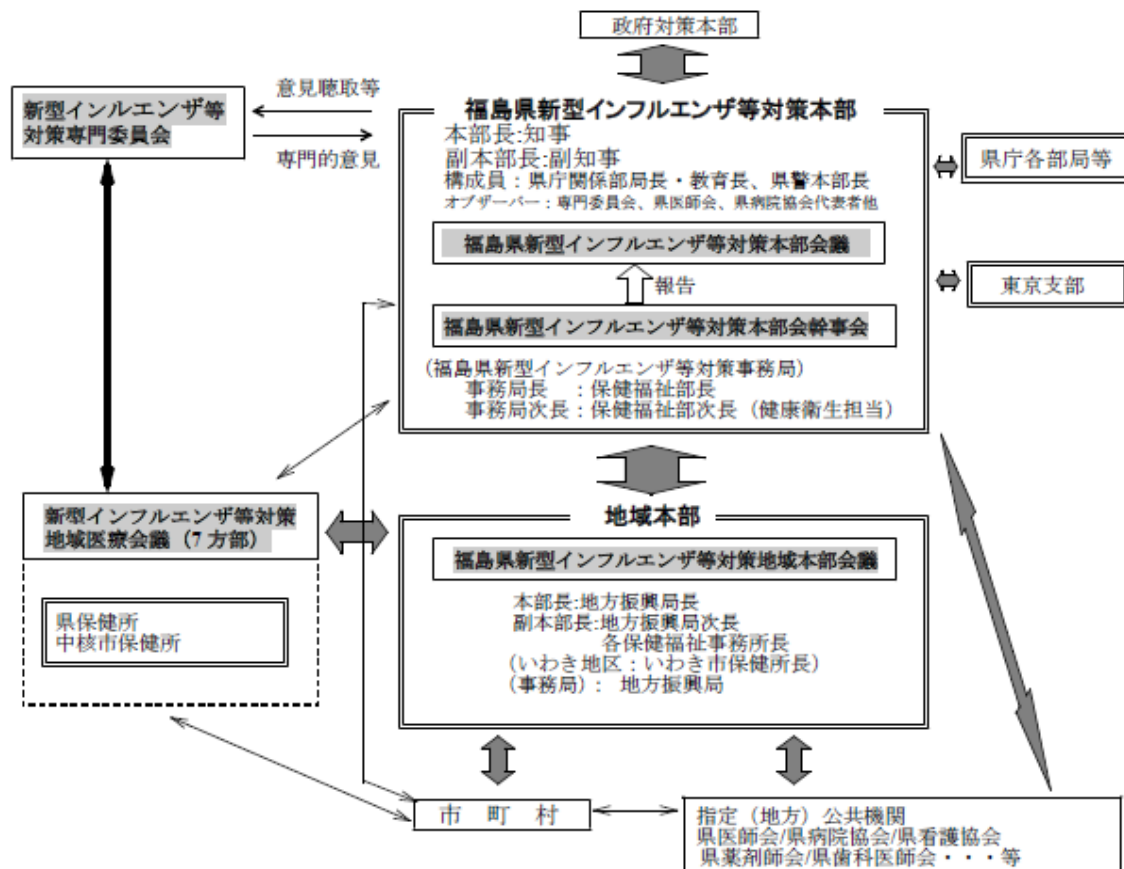
【発生前】



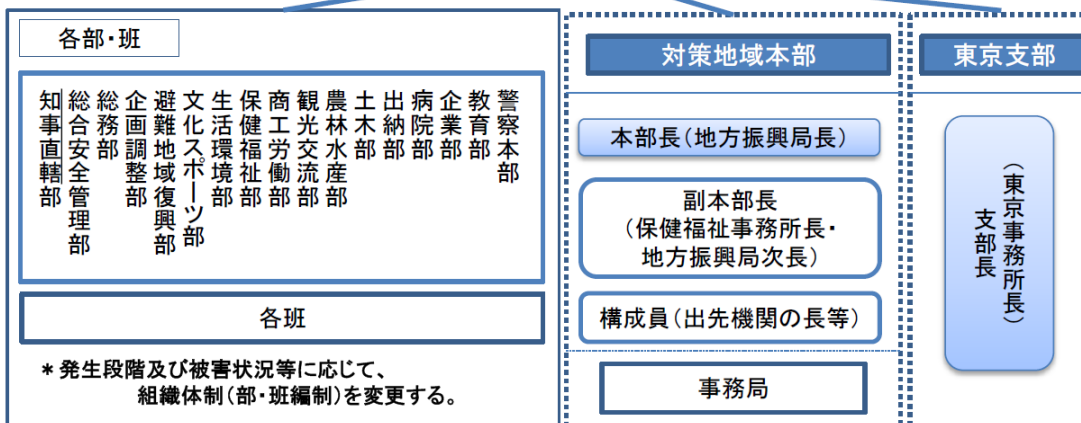
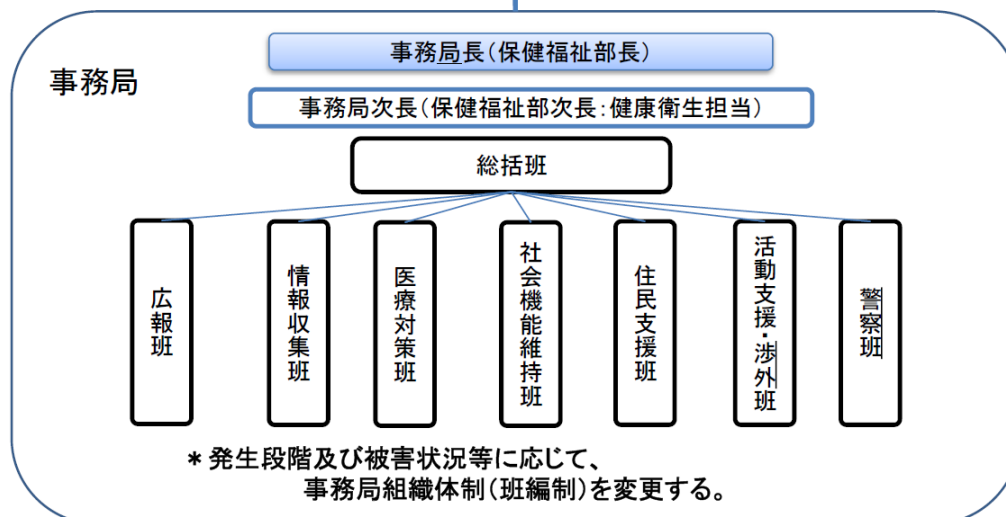
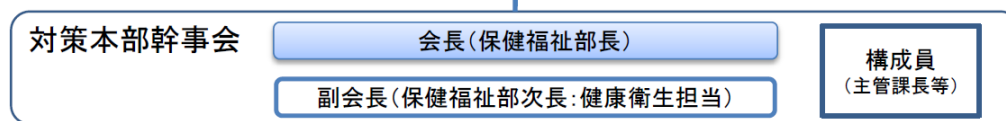
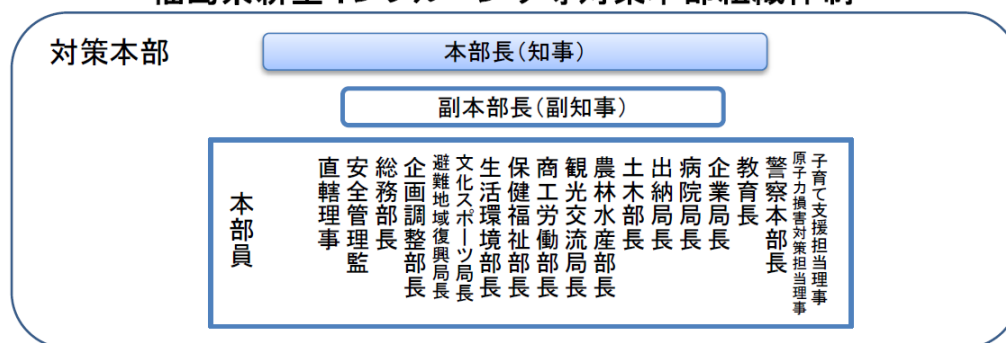
*必要に応じて、県・市町村・指定（地方）公共機関等の連携を図るため、随時会議を開催することとする。

【発生效后】

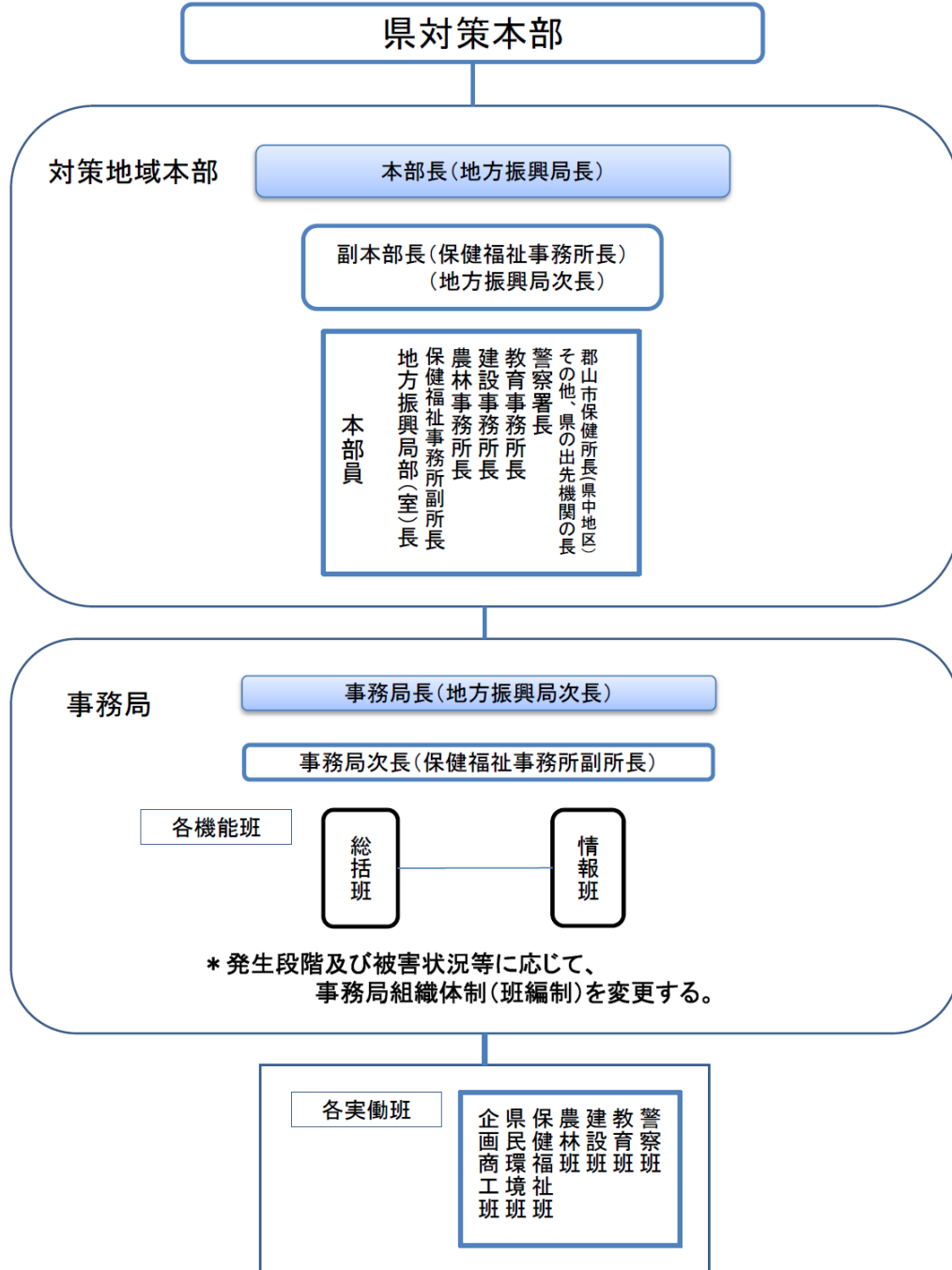
※政府対策本部設置後直ちに県対策本部を設置する。



福島県新型インフルエンザ等対策本部組織体制



福島県新型コロナウイルス等対策地域本部組織体制



○郡山市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月18日

郡山市条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、郡山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対して、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京外出自粛を要請

週末夜間できるだけ在宅勤務

新型コロナウイルスの感染拡大について、東京都の小池百合子知事が25日夜、緊急の記者会見を開き、「感染爆発の重大局面」だと危機感を示した。都民に対して、今週の平日はできるだけ自宅でする仕事、週末は不要不急の外出を自粛することを要請。「一人ひとりの行動が社会に影響をもたらす自覚をもってもらい、難局をみなさまとともに乗り越えたい」と呼びかけた。

感染41人 1日で最多

小池知事は会見で、「オバーシュート(患者の爆発的急増)を防ぐためには都民のみならず、ご協力が何よりも重要」「何もしないでこのままの推移が続けばロックダウン(都市の封鎖)を招く」と述べた。都内ではこの日、1日当たりではこれまでで最も多い41人の感染が報告された。日々の感染報告では、24日の17人が最多だった。



緊急記者会見をする東京都の小池百合子知事
 25日午後8時17分、東京都庁、田辺拓也撮影

知事「感染爆発の重大局面」

- 2面 首都圏警戒モード
- 3面 米経済対策2兆ドル
- 4面 現金給付を軸に
- 7面 連載「揺れる経済」
- 9面 スペイン死者急増
- 13面 論壇時評
- 25面 日々のリスク判断
- 30面 国内の感染者数

五輪時期「夏に限定しない」

国際オリンピック委員会(IOC)のバッハ会長は25日、電話記者会見を開き、「遅くとも来夏までに開く」とした東京五輪・パラリンピックの新たな開催時期について、「夏に限定していない。(2021年ならば)全ての選抜肢が交渉のテーブルの上にある。幅広い視点で検討できる」と述べた。

3面 水面下で協議、7面 選手戸惑い、12面 社説、17面 選手は、31面 追い打ち

一方、大会組織委員会の森喜朗

IOC会長、電話会見

会長は24日の記者会見で「おおね夏をめど」と語った。来夏に開催予定の水泳、陸上の世界選手権に日程変更の動きがあることから、組織委内では、当初の24日〜8月9日からは大きく異なる見方が広がる。

バッハ会長は日程決定の期限について具体的には示さなかった。IOCと組織委は4月中旬に準備状況を確認する会議を開く予定が、組織委の武藤敏郎事務総長は25日、「そこまで待てない」

河井克氏側も

17年衆院選 車上

2017年の衆院選をめぐる、前法相の河井克行衆院議員(自民)の選挙運動を担った車上運動員が、公職選挙法が定める上限を超えて受け取ったと告発されている。また陣営側はこの2人のほかに車上運動員に、超える報酬が支払われたと証言。泉里参院議員(自民、広島選挙区)の参院選をめぐる同法違反(買収)事件でも同様と、この2人には、この陣営関係員が用意したと見られる書類が用意された

とも発表した。(橋本貴司)

各国政府の発表をもとにまとめた。死者数は1万9千

2020年(令和2年) 3月27日 金曜日

天気	6	9	12	15	18	21(時)
青森	☁	☁	☁	☁	☁	70 18
盛岡	☁	☁	☁	☁	☁	70 15
秋田	☁	☁	☁	☁	☁	80 17
山形	☁	☁	☁	☁	☁	70 16
仙台	☁	☁	☁	☁	☁	40 15
福島	☁	☁	☁	☁	☁	50 17
新潟	☁	☁	☁	☁	☁	90 17
長野	☁	☁	☁	☁	☁	60 18
甲府	☁	☁	☁	☁	☁	40 19

朝日新聞東京本社 〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-5561-3111

人手不足に一緒に立ち向かおう
お気軽にご相談ください

オピニオン&フォーラム
社説 新型コロナ対策と医療
新パブリックエディターに3

首都圏に危機感	2	転出
NY、医療窮地	3	劇場
「お肉券」構想	4	遠の
仏悲鳴	9	社説
	12	首都

「飛鳥美人」お色直

文化庁提供

辺野古訴訟 沖縄県

米軍普天間飛行場移設反対訴訟の敗訴が確定。県民の怒りに反する」と反対

ローソン社員、自腹

ローソンの社員が、店舗の売上高を稼ぐために、自腹で大量の収入印紙を買い付け、背景に何が合ったか

大阪の中1自殺「いじめ」

自宅から転落死した中学生について、大阪府は、いじめが原因と見られるが、学校の対応を批判

立憲、秋にも代表選

立憲民主党は、秋にも代表選挙を行う意向を明らかにした

おうちでたの

経済6.7.10 金融情報10.11 国際8.9 生活20.21 スポーツ14.15

しつもん! ドラえもん 3622

1964年の夏、聖火台は、白く塗られたかな? 新聞をひらいて

首都圏一円「移動自粛」

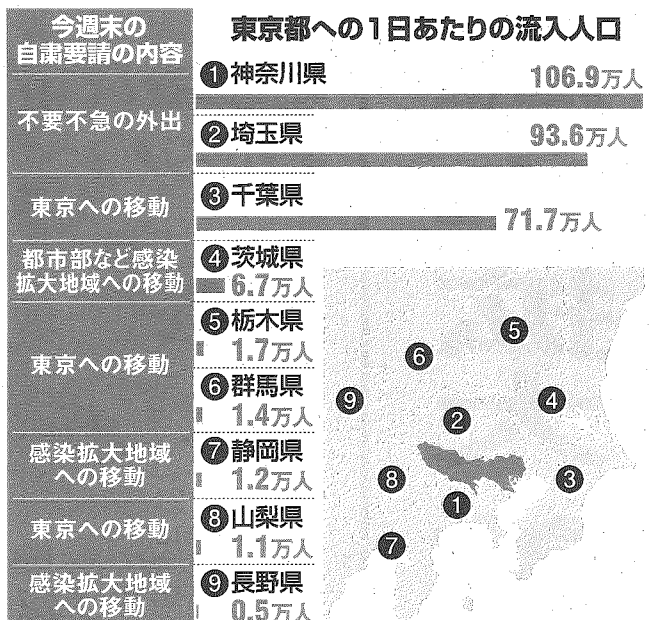
5都県知事が共同要請

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨の1都4県の知事は26日夜、テレビ会議を開き、共同メッセージをまとめた。「感染者の爆発的な増加やロックダウン(都市封鎖)を回避するため連携し、断固たる決意を持って対策を進める」と確認し、都民や県民に、人混みへの不要不急の外出自粛や時差出勤、在宅勤務の実施などを求めた。

これに先立って、神奈川県知事と埼玉県知事、東京都知事は26日、それぞれ会見を開き、県民に対し、今週末は不要不急の外出を自粛するように求めた。千葉、栃木、群馬、静岡、山梨、長野の6県の知事も同日、会見などで今週末に都内などへ移動することを控えるよう要請した。

都内新たに47人感染

東京都は26日、新たに47人の新型コロナウイルスへの感染が確認されたと発表した。10歳未満の男児1人も含まれる。25日の41人を超え、1日あたりの感染確認者数の最多を更新した。都内で感染が確認された人は計259人となり、全国の都道府県で最も多い。都内の感染者は24日まで



IOC、春夏の2案提示

来年に延期になった東京五輪の開催時期について、国際オリンピック委員会（IOC）が26日、各競技の国際統括団体に対し、春と夏の2案を提示した。春と夏の2案を提示したことが複数の関係者への取材で分かった。開催時期は近日中に決まるとの見方もある。

東京五輪開催 各競技団体に

IOCと大会組織委員会は24日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今年7月24日に開幕予定だった東京五輪を延期し、「2021年夏までに開幕」との共同声明を発表した。バツハ会長は25日の電話記者会見で、開催時期について、「夏に限定していい。(21年ならば)全ての選択肢が交渉のテーブルの上にある。幅広い視点で検討できる」と述べていた。

一方、組織委員会の森喜朗会長は24日の共同声明発表直後の記者会見で「おおむね夏をめど」と語っていた。組織委員内には、準備期間が確保できることから、夏開催を望む声が多い。

政府対策本部を設置

特措法「緊急事態宣言」可能に

新型コロナウイルスの感染拡大を受け政府は26日、改正新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき「政府対策本部」を設置した。今後、全国的に急速な流行によって、国民の生活

や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、私権を制限できる「緊急事態宣言」を出すことが可能になる。政府対策本部の設置は、改正前の特措法(2012年改正)も含めて初めて。設置に伴って、都道府県にも対策本部が設けられる。本部長を務める安倍晋三首相は26日夕に開いた初会合で、基本的対処方針を速やかに策定するよう関係閣僚に指示した。

引き下げた。下方修正は計7項目に及び、比較可能な01年以降で最多となった。政府は昨年1月、第2次安倍政権が発足した12年12月に始まった今回の景気回復期間が「戦後最長になった可能性が高い」と宣言した。西村康稔経済再生担当大臣は「私は彼らを見棄てはしません」

新型コロナウイルス感染症をめぐって、モニカ・グリユッタース

景気判断「回復」消える

3月月例報告「厳しい状況」

3月 弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しもみられる

3月 一部に弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる

7月 着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きもみられる

9月 緩やかに回復しつつある

11月 緩やかに回復している

12月 緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、この弱く動きもみられる

1月 緩やかに回復している

2月 新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある

「私は彼らを見棄てはしません」

モニカ・グリユッタース

中国湖南省から滋賀県に今週末に届いた。先月下旬、医療用手袋1万枚を贈った返礼だと地域面にあった▼新型コロナウイルスの猛威がやまない。医療や教育など社会を支える歯車のすべてから悲鳴が聞こえる。本紙に今週載った記事から印象深い言葉を拾った▼埼玉県内の30代女性は、小1の長女の言葉に頭を抱えた。「いつもの学校じゃない。もう行きたくない」。教室で一時間ばかりをしてくれただけ、私語厳禁、立ち歩きはトイレ時だけ。娘の動揺を見かねて、パートの仕事を手を休ませるを得なくなる▼「町医者は二重苦に苛まれている」と群馬県内の開業医は訴える。自身の感染の恐れと風評による打撃。「近所の保育園での感染が公表されたが、私の診療所と無関係なのに当院の患者、このデマが流れ、来院者が激減した」▼一斉に浮足立った先進各国を冷静に見つめる目も。感染症対策の専門家は、過去にアフリカでエボラ出血熱やコレラが流行したとき、国際社会がいかに冷淡だったかを語る。「先進国で流行しない限り、製薬会社や研究者もあまり関心を持たないのです」▼株価が乱高下し、五輪は延期され、外出自粛が求められる。そんな中、新潟県の小学校で校長先生が卒業生にこう語りかけた。「暗い夜にも必ず朝は来ます。笑顔で上を向いて進みましょう」。気構えは、かくありたい。

天声人語

中国湖南省から滋賀県に今週末に届いた。先月下旬、医療用手袋1万枚を贈った返礼だと地域面にあった▼新型コロナウイルスの猛威がやまない。医療や教育など社会を支える歯車のすべてから悲鳴が聞こえる。本紙に今週載った記事から印象深い言葉を拾った▼埼玉県内の30代女性は、小1の長女の言葉に頭を抱えた。「いつもの学校じゃない。もう行きたくない」。教室で一時間ばかりをしてくれただけ、私語厳禁、立ち歩きはトイレ時だけ。娘の動揺を見かねて、パートの仕事を手を休ませるを得なくなる▼「町医者は二重苦に苛まれている」と群馬県内の開業医は訴える。自身の感染の恐れと風評による打撃。「近所の保育園での感染が公表されたが、私の診療所と無関係なのに当院の患者、このデマが流れ、来院者が激減した」▼一斉に浮足立った先進各国を冷静に見つめる目も。感染症対策の専門家は、過去にアフリカでエボラ出血熱やコレラが流行したとき、国際社会がいかに冷淡だったかを語る。「先進国で流行しない限り、製薬会社や研究者もあまり関心を持たないのです」▼株価が乱高下し、五輪は延期され、外出自粛が求められる。そんな中、新潟県の小学校で校長先生が卒業生にこう語りかけた。「暗い夜にも必ず朝は来ます。笑顔で上を向いて進みましょう」。気構えは、かくありたい。

世界遺産 高野山 金剛峯寺のご加護のもと、悠久の歴史を。

「継承者がいない方でもご安心の、新しいお墓のかたち。」

合葬墓:30万円

総本山金剛峯寺 高野山中之橋霊園

0120-301-357 (営業時間:9:00-17:00/月・火曜日定休)

スマートフォンのみ検索できます。 中之橋霊園 検索



トップ

1 都 4 県知事共同メッセージ

[TOP](#) > [その他の情報](#) > 1都4県知事共同メッセージ

その他の情報

[政策企画局の報道発表一覧](#)[政策企画局の情報公開](#)[その他の情報](#)

1 都 4 県知事共同メッセージ

新型コロナウイルス感染症は、今、世界各地で猛威を振っています。我が国の感染状況は引き続き持ちこたえておりますが、都市部を中心として、感染源の分からない、あるいは、海外から帰国された感染者が増えており、感染が拡大傾向にあります。

私たちもこれまで感染拡大を防止するため、様々な対策を幅広く講じてきました。今後、感染者の爆発的な増加やロックダウン（都市封鎖）などの最悪の事態を回避するため、私たちは連携し、断固たる決意を持って対策を進めてまいります。同時に、この難局を乗り切るためには、住民の皆様や企業の皆様のご協力が何よりも重要となります。皆様一人ひとりにも、それぞれの都県から要請されている次の点にご理解・ご協力をいただき、1日も早くこの事態を共に終息させましょう。

- 「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の条件が重なる場所を避けるための行動
- 特に感染の発見が難しい若年層の皆様の慎重な行動
- 人混みへの不要不急の外出自粛
- イベントなどの自粛
- テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの実施

埼玉県知事 大野 元裕
千葉県知事 森田 健作
東京都知事 小池 百合子
神奈川県知事 黒岩 祐治
山梨県知事 長崎 幸太郎

[ページの先頭へ戻る](#)



○ ○ ○

